

- 現行の学習指導要領から3学年間で1種類以上の和楽器を用いることとされているが、今回の学習指導要領では、その扱いがより一層明確に示された。

内容の取扱いと指導上の配慮事項

- (2) 器楽の指導については、指導上の必要に応じて和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器、及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。なお、和楽器の指導については、3学年間を通じて1種類以上の楽器の表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫すること。
- (3) 我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導については、言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方について配慮すること。

☆ では、授業づくりでどのような点に留意したらよいでしょうか。

- ➡ 和楽器については、「表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫」できる整備状況にあるか確認を行い、移行期間から計画的に整備を進める。
- ➡ 和楽器を器楽の指導に用いることはもちろんであるが、歌唱や創作、鑑賞との関連も図りながら、実際に和楽器に触れ、体験することで、我が国や郷土の伝統音楽の学習効果を高める。
- ➡ 長唄や地歌、三味線や箏で座って演奏することや声や楽器を合わせる際の息づかいや身体の構えなど、伝統音楽で大切にされてきた姿勢や身体の使い方は音楽に大きく影響している。これらを配慮しながら指導していくことは、我が国の伝統や文化を理解するための大切な基盤にもなる。
- ➡ ゲストティーチャーによる優れた演奏や教師による範奏を聴かせることができると、より一層伝統音楽のよさを味わわせることが可能である。CD、DVDなど音源にはこだわり、優れた味わい深い演奏を鑑賞させたい。

以上の事項を踏まえ、

- ・ 箏曲「六段の調」の鑑賞
- ・ 「わらべうた」の箏による演奏（器楽）
- ・ 平調子を用いた箏のための旋律の創作

を関連付けた指導計画（全5時間）「音階の特徴を生かして旋律をつくる活動」を実践例としてあげた。